

介護保険サービスについて

町では、高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険サービスとして次の事業を実施しています。

緊急通報システム事業

■事業内容

自宅に緊急通報装置や火災報知機を設置し、24時間365日、看護師や相談員が電話による相談や通報を受け付けます。緊急時には、消防署に通報するとともに、利用者の家族や地域の民生委員に連絡します。

■対象者

余市町介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、身体上の慢性疾患等により緊急時の対応ができないと認められる単身世帯の方 など

※利用希望者には別途面談を実施し、利用の可否を判定します。

■利用料 無料（ただし、通報時の電話代は自己負担となります）

訪問配食サービス事業

■事業内容

週1回または週2回、利用者宅へ栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、配食時の安否確認を行います。

■対象者

余市町介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、栄養改善または在宅での自立支援が必要と認められる単身世帯または高齢者世帯の方 など

※利用希望者には別途面談を実施し、利用の可否を判定します。

■利用料 1食あたり400円

利用を希望される場合は、随時お問い合わせください。

問合せ	保険課 介護保険グループ	☎21-2119
	余市町地域包括支援センター	☎48-6015
	余市町在宅介護支援センター	☎22-3115

国民年金について

～年金受給者の方へ～

年金を受給している方が受取口座を変更する際は、次のとおり届出が必要です。

変更理由	必要な届出	必要書類等
受取口座を变えるとき	受取機関変更届	・年金証書など基礎年金番号（または個人番号）がわかるもの ・受け取りを希望する口座の預金通帳

※受取機関のうち、貯蓄預金口座および一部のネット銀行では年金の受け取りができませんので、届出の前にご相談ください。

※受取機関の変更は日本年金機構において1か月程度時間を要するため、申請時期によっては変更前の口座に入金されることがありますのでご注意ください。

○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては下記連絡先まで問合せ願います。

申請・問合せ 小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236
福祉課 福祉グループ ☎21-2120